

少年警察ボランティア制度運営要綱の制定について（例規通達）

少年警察ボランティア制度は、少年非行防止のための民間協力者体制を確立し、地域ぐるみで非行防止活動を推進することを目的としたものであり、「少年警察ボランティア制度運営要綱の制定について」（平成19年3月6日付け富少第322号。以下「旧通達」という。）により運営してきたが、この度、同制度の運営を見直し、別添のとおり「少年警察ボランティア制度運営要綱」を制定し、令和4年4月1日から施行することとしたので、適正かつ効果的な運営に努められたい。

なお、旧通達は、令和4年3月31日をもって廃止する。

別添

少年警察ボランティア制度運営要綱

第1 目的

この要綱は、非行少年、不良行為少年、被害少年及び要保護少年を早期に発見するための街頭補導、少年の規範意識の向上等に資する活動、有害環境の浄化に資する活動等の少年健全育成活動を効果的に推進するため、少年警察ボランティアの運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 少年警察ボランティアの種別

少年警察ボランティアは、少年補導員及び少年指導委員とする。

少年指導委員は、少年補導員としての活動に加え、特別の任務を行う者として位置付ける。

第3 少年補導員

1 任務

少年補導員は、警察と協働して次に掲げる業務をそれぞれ行うものとする。

- (1) 非行少年等（少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号）第2条第5号から第8号に定めるものをいう。）の発見補導
- (2) 少年の規範意識の向上等に資する活動
- (3) 有害環境の浄化に資する活動
- (4) その他警察が行う少年の健全育成に資する活動に係る協力

2 委嘱

(1) 委嘱者

警察署長の推薦により、警察本部長が委嘱する。

(2) 推薦方法

警察署長は、当該警察署の管轄区域に居住等し、(3)に掲げる要件を満たしている者のうちから、少年補導員の適任者を警察本部長に推薦するものとする。

なお、推薦に当たっては一定地域の居住者に偏しないように配意し、原則として交番、駐在所単位に若干名が分布されるように配意すること。

また、管轄区域内に所在する中学校ごとに少年補導員の適任者として保護者又は学校職員1名を警察本部長に推薦するものとする。

(3) 資格要件

少年補導員の人選に当たっては次の要件を満たす人物を委嘱すること。

- ア 人格及び行動について、社会的信望を有すること。
- イ 任務の遂行に必要な熱意を有し、少年補導について適格性を有すること。
- ウ 健康で実行力を有すること。
- エ 少年非行防止に協力するための時間的余裕を有すること。
- オ 地域の実情に精通していること。

(4) 委嘱方式

委嘱は、委嘱状（別記様式第1号）及び少年補導員の証（別記様式第2号）を交付して行うものとする。

3 任期

少年補導員の任期は1年とし、再任を妨げないものとする。

なお、補充のため、委嘱された少年補導員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 活動の記録等

少年補導員は、1に定める活動を実施したときは、その状況を少年補導員活動記録簿（別記様式第3号。以下「活動記録簿」という。）により明らかにしておくものとする。

なお、警察署長は、その都度、活動記録簿等の提出を求め、活動内容の把握に努めるものとする。

5 解嘱

(1) 警察署長は、当該警察署の少年補導員が次のいずれかに該当すると認めるときは、速やかにその事実を明らかにして、当該少年補導員の解嘱を警察本部長に上申するものとする。

ア 2(3)の要件のいずれかの要件を欠くに至ったとき。

イ 少年補導員としてふさわしくない非行があったとき。

ウ 長期の疾病等により任務を遂行できないとき。

エ 本人が辞意を表明したとき。

オ その他任務を遂行するのに適さない事由があると認められるとき。

(2) 警察本部長は、警察署長から上申があったときは、任期中にかかわらず、解嘱することができる。

6 少年補導員の証の返納

少年補導員は、任期が満了して再委嘱されないとき、又は解嘱されたときは、速やかに少年補導員の証を警察本部長に返納しなければならない。

7 連絡会の運営

少年補導員の知識及び技能の向上を図るとともに、管轄区域内における非行対策の効果的な実施について連絡協議するため、警察署単位に連絡会を組織する。

(1) 構成

連絡会は、警察署の管轄区域内の少年補導員をもって構成し、連絡会を代表する者として会員の中から会長等役員を定めるものとする。

(2) 連絡会の開催

連絡会は、定期的に行うほか、警察署長の要請により、又は会長が必要と認めた場合等に随時開催する。

8 運用上の留意事項

(1) 警察署長は、少年補導員の人選に当たっては、補導に関する熱意が不十分である、名誉職を数多く兼務しているため実践活動が消極的である、あるいは必要以上の干渉にわたる者が選出されないことがないよう留意し、真に地域の住民から信頼され、尊敬される者が選出されるよう慎重を期すこと。

(2) 警察署長は、少年補導員を委嘱した場合には警察署単位に参集を求め、少年非行の傾向、関係法令の基本的知識、少年補導の基本的な心構え等について十分教養を实

施するほか、連絡会等の開催日をとらえて、随時必要な教養を実施すること。

- (3) 警察署長は、少年補導員は民間協力者として委嘱されるものであり、特別の権限が付与されるものでないことを少年補導員に徹底し、行き過ぎ等の批判を受けることがないように指導すること。

また、少年警察活動を行うに当たり、協力を依頼する際には、当該少年補導員の職業、年齢、性別、能力、経験、居住地等を十分に考慮し、業務内容に最も適合した者を選定すること。

特に、少年相談、継続補導及び被害少年に対する継続的支援について、少年補導員に対して協力を依頼する際は、当該少年補導員の年齢、性別、能力等を考慮の上、慎重に人選を行うとともに、その活動についても社会奉仕体験活動等補助的な活動に限定し、警察との連携による適切な役割分担の下に行うこと。

- (4) 警察署長は、少年補導員が活動中に知り得た秘密を漏らすことがないように少年補導員に徹底すること。

なお、社会奉仕体験活動等を協働して実施するに当たっては、少年及び保護者に係る個人情報について、保護者の同意を得てから少年補導員に伝えるようにし、また、伝える情報も支援に必要な範囲にとどめるなど、その取扱いには慎重を期すこと。

- (5) 警察署長は、少年補導員の活動に当たっては、受傷事故防止その他被害の防止について、少年補導員に十分指導すること。

第4 少年指導委員

少年指導委員の任務、委嘱、任期、運営等に関しては、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）、少年指導委員規則（昭和60年国家公安委員会規則第2号）及び少年指導委員運営規則（平成13年富山県公安委員会規則第4号）に定めるとおりとする。

第5 ボランティア保険

少年警察ボランティアは、公費によりボランティア保険に加入する。

第6 報告

警察署長は、少年警察ボランティアの活動状況等について、四半期ごとに「少年警察ボランティア（少年補導員、少年指導委員）の活動状況報告書」（別記様式第4号）により、その翌月15日までに生活安全部少年女性安全課長を経由して警察本部長に報告するものとする。

※別記様式省略